

神奈川県と学校法人早稲田大学との宇宙関連産業の振興に係る連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と学校法人早稲田大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、相互協力が可能な各分野において、双方が互恵の精神に基づいた、甲及び乙の緊密な連携と協力により、宇宙関連産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 資源の利用に制約がある宇宙環境での技術を、地上における持続可能な暮らしに活用していく、「宇宙と地上の双方での活用」の普及啓発等に関すること
 - (2) 宇宙関連産業の振興に寄与する人材育成・確保及び人材交流等に関すること
 - (3) 乙が神奈川県内に設置する宇宙QOL・ECLSS共創拠点の研究成果の社会還元・社会実装に関すること
 - (4) その他、両者が協議し、前条の目的を達成するために必要と認めること
- 2 甲及び乙は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる事項の詳細について、協議の上、別途覚書等にて定めることとする。なお、本協定の規定と別途締結した覚書等の規定に齟齬が生じた場合は、別途締結した覚書等の規定を優先して適用するものとする。

（連携協力推進会議）

第3条 前条第1項各号に掲げる事項を円滑に推進するため、必要と認めるときは、連携協力推進会議を設置することができる。

- 2 前項の場合において、連携協力推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の

承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 甲及び乙は本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力に関する対応)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

- 2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

- 3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年8月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

黒岩 祐治

乙 東京都新宿区戸塚町一丁目104

番地

学校法人早稲田大学 理事長

田中 愛治